

燕市病児・病後児保育 登録利用のご案内

1. 病児・病後児保育事業とは

お子さんが病気や病気の回復期で、保育園等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情で家庭での保育が困難な場合に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

2. お預かりできるお子さん

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ① 燕市に居住する生後6か月から小学校6年生までの児童であること
- ② 病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難であること
- ③ 保護者の勤務等の都合で、家庭での保育が困難であること

3. 実施施設

施設名	住所	定員	電話番号
病児保育室「あおぞら」	燕市吉田 3507 番地 3 (たかだ小児科医院併設)	8名	0256-78-8014

4. 開設日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

通常 午前8時30分～午後5時30分

早朝 午前8時～午前8時30分

延長 午後5時30分～午後6時



5. 利用料

1日につき通常時間 2,000 円（4 時間以下 1,000 円）

早朝・延長はそれぞれ 200 円

※以下の世帯は利用料無料です。ただし、毎年度免除申請が必要です。

- 生活保護受給世帯
- 4～8 月利用分…前年度市民税非課税世帯
- 9～3 月利用分…現年度市民税非課税世帯

【お問い合わせ】

燕市教育委員会子育て支援課 保育・幼児教育係
1 階 14 番（電話 0256-77-8222）

6. 利用方法

① 利用前

事前登録をお願いします。病児・病後児保育室利用登録票に必要事項を記入し、利用するまでに燕市役所子育て支援課に提出してください。（急な利用の場合は、直接、病児保育室「あおぞら」に提出することも可能です。）



② 病気発生

かかりつけの医療機関に受診し、医師から病児・病後児保育病状連絡票を記入してもらってください。（連絡票は市内の小児科・内科・耳鼻咽喉科・眼科の医療機関に用意してあります。）



③ 利用予約

前日の午後5時30分までに、病児保育室「あおぞら」に電話してください。

※ 当日の急な申込みも、定員に余裕があれば対応します。



④ 利用当日

病児・病後児保育病状連絡票、保育に必要なものを持参し、病児保育室「あおぞら」へお越しください。

7. 当日持参するもの

病児・病後児保育病状連絡票、医師の診断で処方された薬、昼食、健康保険証、母子健康手帳、飲みもの（赤ちゃんはミルク、ほ乳瓶等）、着替え用下着、衣服（おむつ等）

※ 全ての持ち物には必ず記名し、ひとつのかばんに納めてください。

8. 病児保育室「あおぞら」案内図

